貿情セ　調（経提）第１号
令和７年５月２３日

経済産業省　貿易経済安全保障局　貿易管理部
安全保障貿易管理課　　末森課長
安全保障貿易審査課　　安倍課長
（写）安全保障貿易管理課 井口課長補佐，清水課長補佐
（写）安全保障貿易審査課 中谷課長補佐　栗山係長

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
情報通信専門委員会
通信・情報セキュリティ分科会
主査　大木 朋春

情報セキュリティ関連の政省令等改正に伴う、経済産業省ホームページ
Ｑ＆Ａの見直しに関する要望

表記の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒、ご配慮いただけますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．要望の背景・主旨

2025 年 5 月 28 日に施行が予定されている政省令等改正に関連して、経済産業省のホームページに掲載されているＱ＆Ａの改訂案を作成しました。内容ご確認の上、早期に見直しをして頂き、2025 年 5 月 28 日の政省令等改正の施行と同時若しくはすみやかにホームページに掲載頂きたく要望申し上げます。

２．法令改正により改訂いただきたいＱ＆Ａ

経済産業省のホームページに掲載されているＱ＆Ａ「１１．コンピュータ、エレクトロニクス、通信（7 項、8 項、9 項、10 項等）」（ http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda08.html ）のうち、9 項関連のＱ＆Ａの改訂案は以下の通りです。

新	旧
▼Ｑ７:質問　2025/5/xx 貨物等省令第８条第九号イ（十四）の「特定の民生産業用途」とはどのようなものを指すのでしょうか。また、本規定により輸出許可が不要となりうる暗号機能とはどのようなものを指すのでしょうか。 ▲Ａ７:回答 「特定の民生産業用途」に関するワッセナー・アレンジメント合意の趣旨としては、当該貨物が鉄道や航空、道路など公共交通事業、病院、電気、ガス、上下水道などのインフラ事業、郵便事業、宅配サービス、銀行業務等のために用いることを指しています。なお、警察や消防等の公共サービスは「特定の民生産業用途」に含まれません。 また、特定の民生産業用途の携帯用電話機端末等が有する暗号機能であって、本規定により輸出許可が不要となりうるものとは、携帯電話としての基本的通信機能（電話、データ通信）に係る暗号機能の他、GPS、スマートカード、カメラ、Bluetooth、無線 LAN 等の付加的機能に係る暗号機能も含まれます。	▼Ｑ７:質問　2018/1/22 貨物等省令第８条第九号イ（十五）の「特定の民生産業用途」とはどのようなものを指すのでしょうか。また、本規定により輸出許可が不要となりうる暗号機能とはどのようなものを指すのでしょうか。 ▲Ａ７:回答 「特定の民生産業用途」に関するワッセナー・アレンジメント合意の趣旨としては、当該貨物が鉄道や航空、道路など公共交通事業、病院、電気、ガス、上下水道などのインフラ事業、郵便事業、宅配サービス、銀行業務等のために用いることを指しています。なお、警察や消防等の公共サービスは「特定の民生産業用途」に含まれません。 また、特定の民生産業用途の携帯用電話機端末等が有する暗号機能であって、本規定により輸出許可が不要となりうるものとは、携帯電話としての基本的通信機能（電話、データ通信）に係る暗号機能の他、GPS、スマートカード、カメラ、Bluetooth、無線 LAN 等の付加的機能に係る暗号機能も含まれます。
▼Ｑ８:質問　2025/5/xx 2025/5/28 施行の法令改正で、貨物等省令第８条第九号イの括弧書きにあった、「当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるものに限る。」が運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈「(当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能を有効化できるものを含む。）に限る。)」に移動し、また同通達の解釈の除外規定ヌに「有効化されていない若しくは使用できない暗号機能であって、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ有効化し、又は使用することができるもの」が追加されました。この改正による規制範囲の変更はないと考えて良いでしょうか。また、2025/5/28 以降の法令と通達に基づいて、暗号規制を解説してください。	▼Ｑ８:質問　2019/1/9 貨物等省令第８条第九号イの括弧書きに「当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるものに限る。」とありますが、この限定条件を満たさないことを理由に規制を受けないものは、どのようなものでしょうか。 ▲Ａ８:回答 以下の①及び②は、この限定条件を満たさず、規制を受けないと考えられます。 ①暗号を on/off する機能がなく、そもそも暗号機能が使用不可能なもの[A] ②暗号を on/off する機能があり、潜在的には暗号機能を有しているものの、普段は当該暗号機能が使用できない状態になっており、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段

▲Ａ８:回答

御理解のとおり 2025/5/28 の改正法令施行後も、規制範囲の変更はありません。

また、暗号規制の内容は以下のとおりです。

以下の①及び②は、運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定ヌ「有効化されていない若しくは使用できない暗号機能であって、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ有効化し、又は使用することができるもの」にあたり、規制を受けないと考えられます。

①暗号を on/off する機能がなく、そもそも暗号機能が使用不可能なもの（使用できない暗号）[A]

②暗号を on/off する機能があり、潜在的には暗号機能を有しているものの、普段は当該暗号機能が使用できない状態になっており、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段（ライセンスキー等）を用いて暗号機能を有効化することによってのみ、使用者が暗号機能を使用できる状態にすることができるもの（休眠暗号）[B]

一方で、以下の③及び④は運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈「(当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能を有効化できるものを含む。）に限る。)」にあたり、規制を受けます。

③当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）

例：・暗号を on/off する機能がなく、使用者が暗号機能を使用できる状態のもの　（例えば、輸出する時点で既に貨物の暗号機能が使用できる状態にあり、当該貨物の需要者が、その暗号機能をそのまま使用できるもの）[E]

・暗号を on/off する機能があり、暗号機能有効化の手段（安全な仕組みであるもの）を用いて暗号機能が有効化されており、使用者が暗号機能を使用できる状態のもの[F]

・暗号を on/off する機能があり、暗号機能有効化の手段（安全な仕組みでないもの）を用いて暗号機能が有効化されており、使用者が暗号機能を使用できる状態のもの[G]

・暗号を on/off する機能があり、暗号機能有効化の手段(ライセンスキー等)を用いて暗号機能を有効化することによってのみ、使用者が暗号機能を使用できる状態にすることができるもの（休眠暗号）[D]

一方で、以下の③及び④はこの限定条件を満たし、規制を受けます。

③当該暗号機能を使用することができるもの(当該暗号機能が有効化されているものを含む。)

例：・暗号を on/off する機能がなく、使用者が暗号機能を使用できる状態のもの　（例えば、輸出する時点で既に貨物の暗号機能が使用できる状態にあり、当該貨物の需要者が、その暗号機能をそのまま使用できるもの）[E]

・暗号を on/off する機能があり、暗号機能有効化の手段以外の手段（例えば、装置や顧客と一対一で対応しない仕組みを用いた手段)を用いて暗号機能が有効化されており、使用者が暗号機能を使用できる状態のもの[F]

・暗号を on/off する機能があり、暗号機能有効化の手段（安全な仕組みでないもの）を用いて暗号機能が有効化されており、使用者が暗号機能を使用できる状態のもの[G]

・暗号を on/off する機能があり、暗号機能有効化の手段（安全な仕組みであるもの）を用いて暗号機能が有効化されており、使用者が暗号機能を使用できる状態のもの[H]

④安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの※

例：・暗号を on/off する機能があり、潜在的には暗号機能を有しているものの、普段は暗号機能が使用できない状態になっており、暗号機能有効化の手段以外の手段(例えば、装置と顧客と一対一で対応しない仕組みを用いた手段)を用いて使用者が暗号機能を使用できる状態にすることができるもの[B]

・暗号を on/off する機能があり、潜在的には暗号機能を有しているものの、普段は暗号機能が使用できない状態になっており、安全な仕組みでない暗号機能有効化の手段を用いて暗号機能を有効化することにより、使用者が暗号機能を使用できる状態にすることができるもの[C]

手段以外の手段（例えば、装置や顧客と一対一で対応しない仕組みを用いた手段）を用いて暗号機能が有効化されており、使用者が暗号機能を使用できる状態のもの[H]

④安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの※

例：・暗号を on/off する機能があり、潜在的には暗号機能を有しているものの、普段は暗号機能が使用できない状態になっており、安全な仕組みでない暗号機能有効化の手段を用いて暗号機能を有効化することにより、使用者が暗号機能を使用できる状態にすることができるもの[C]

・暗号を on/off する機能があり、潜在的には暗号機能を有しているものの、普段は暗号機能が使用できない状態になっており、暗号機能有効化の手段以外の手段(例えば、装置と顧客と一対一で対応しない仕組みを用いた手段)を用いて使用者が暗号機能を使用できる状態にすることができるもの[D]

※暗号を on/off する機能ありとは、設計者・製造者により暗号機能を活性化させること、又は活性化させないことを選択できる機能を有するものいい、暗号を on/off する機能なしとは、当該機能がないものをいう

※「安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」の考え方はＱ１９を参照。

「暗号機能有効化の手段」は運用通達・役務通達の解釈で、「製造者により提供される仕組み（装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものをいう。）によって、使用者が暗号機能を特別に有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう。」と規定されていることを考慮して、上記①～④及びこれに関連する[A]～[H]を図示すると、以下のようになります。網掛け部（[C][D][E][F][G][H]）が、運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈「(当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能を有効化できるものを

※暗号を on/off する機能ありとは、設計者・製造者により暗号機能を活性化させること、又は活性化させないことを選択できる機能を有するものいい、暗号を on/off する機能なしとは、当該機能がないものをいう

※「安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」の考え方はＱ１９を参照。

「暗号機能有効化の手段」は運用通達・役務通達の解釈で、「製造者により提供される仕組み（装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものをいう。）によって、使用者が暗号機能を特別に有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう。」と規定されていることを考慮して、上記①～④及びこれに関連する[A]～[H]を図示すると、以下のようになります。網掛け部（[B][C][E][F][G][H]）が、省令第８条第九号イの括弧書きにより規制を受ける箇所で、それ以外（[A][D]）が規制を受けない箇所になります。

装置種別 ＼ 装置の状態	暗号をon/offする機能なし	暗号をon/offする機能あり	
		暗号機能有効化の手段でない	暗号機能有効化の手段(1対1の条件などを満たす)
			安全でない仕組み
			安全な仕組み
使用者が暗号機能を使用できない状態	[A] [そもそも暗号機能が使用不可能] ①	[B] ④	[C] ④	[D] [休眠暗号] ②
使用者が暗号機能を使用できる状態	[E] ③	[F] ③	[G] **③**	[H] ③

含む。）に限る。）」により規制を受ける箇所で、それ以外（[A][B]）が運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定ヌ「有効化されていない若しくは使用できない暗号機能であって、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ有効化し、又は使用することができるもの」により規制を受けない箇所になります。 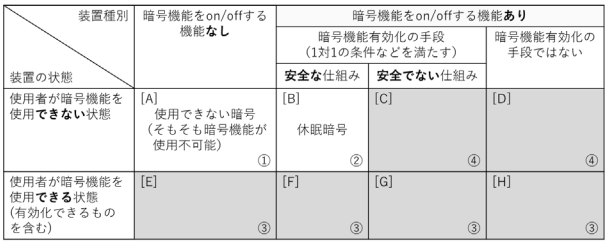 	
▼Ｑ１１:質問　2025/5/xx 弊社では国外企業との共同生産を行っており、暗号機能を有するある部品を暗号機能を休眠させた状態で国外企業へ輸出し、現地で暗号機能を有効化させて組み立てを行っています。この場合、国外企業へ部品を輸出する段階では、当該部品は運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定ヌ「有効化されていない若しくは使用できない暗号機能であって、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ有効化し、又は使用することができるもの」にあたる休眠暗号として、外為法の許可は不要なものと見なしてよいでしょうか。 ▲Ａ１１:回答 当該部品の暗号機能が、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ使用可能となるものであれば、「休眠暗号」にあたるため、外為法の許可は不要なものと解されます。また、運用通達中の他の解釈規定についても御参照いただいた上で該非判定を実施してください。	▼Ｑ１１:質問　2019/1/9 弊社では国外企業との共同生産を行っており、暗号機能を有するある部品を暗号機能を休眠させた状態で国外企業へ輸出し、現地で暗号機能を有効化させて組み立てを行っています。この場合、国外企業へ部品を輸出する段階では、当該部品は貨物等省令第８条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」にあたらない休眠暗号として、外為法の許可は不要なものと見なしてよいでしょうか。 ▲Ａ１１:回答 当該部品の暗号機能が、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ使用可能となるものであれば、外為法の許可は不要なものと解されますので、運用通達中の解釈規定についても御参照いただいた上で該非判定を実施してください。
▼Ｑ１２:質問　2025/5/xx 暗号機能を有するソフトウェア製品があります。この製品をインストールする際には、ライセンスキーを入力することが必要であり、当該ライセンスキーはソフトウェア製品のパッケージの中に記載されています。このような場合、販売管理を目的としているライセンスキーは「暗号機	▼Ｑ１２:質問　2019/3/6 暗号機能を有するソフトウェア製品があります。この製品をインストールする際には、ライセンスキーを入力することが必要であり、当該ライセンスキーはソフトウェア製品のパッケージの中に記載されています。このような場合、販売管理を目的としているライセンスキーは「暗号機

能有効化の手段」に係る技術として貨物等省令第２１条第１項第十六号の規制の対象となるのでしょうか。 ▲Ａ１２:回答 「暗号機能有効化の手段」となるライセンスキーは、運用通達の解釈に規定される要件を満たすものです。すなわち、暗号機能を有効化し、又は使用可能にするために、製造者により提供される仕組みによって管理されているものに限定されています。　御質問のライセンスキーが、暗号機能を有効化し、又は使用可能にすることを目的としたものではなく、販売管理を目的として設計されたものであることが客観的に明らかな場合は、「暗号機能有効化の手段」とはならないと考えられ、貨物等省令第２１条第１項第十六号の規制の対象とはなりません。　なお、暗号機能を実現するプログラムであるソフトウェア製品自体は、運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈「(当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能を有効化できるものを含む。）に限る。)」に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラムとなるため、 貨物等省令第２１条第１項第九号の規制の対象となります。	能有効化の手段」に係る技術として貨物等省令第２１条第１項第十六号の規制の対象となるのでしょうか。 ▲Ａ１２:回答 「暗号機能有効化の手段」となるライセンスキーは、運用通達の解釈に規定される要件を満たすものです。すなわち、暗号機能を有効化し、又は使用可能にするために、製造者により提供される仕組みによって管理されているものに限定されています。　御質問のライセンスキーが、暗号機能を有効化し、又は使用可能にすることを目的としたものではなく、販売管理を目的として設計されたものであることが客観的に明らかな場合は、「暗号機能有効化の手段」とはならないと考えられ、貨物等省令第２１条第１項第十六号の規制の対象とはなりません。　なお、暗号機能を実現するプログラムであるソフトウェア製品自体は、貨物等省令第８条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能を使用することができるもの」に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラムとなるため、 貨物等省令第２１条第１項第九号の規制の対象となります。
▼Ｑ１３:質問　2025/5/xx 海外工場で携帯電話の製造を行うに当たり、その部品となる集積回路の機能全体を休眠させた状態で輸出を行い、海外工場で当該集積回路の機能を有効化させます。一連のプロセスはファームウェアを用いて行うものであり、集積回路の機能の一部には暗号機能も含まれます。この時、当該暗号機能は運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定ヌ「有効化されていない若しくは使用できない暗号機能であって、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ有効化し、又は使用することができるもの」にあたる休眠暗号として、外為法の許可は不要なものと見なして良いでしょうか。 ▲Ａ１３:回答 当該ファームウェアにより制御される機能の一つとして暗号機能が含まれている場合において、当該暗号機能が	▼Ｑ１３:質問　2019/1/9 海外工場で携帯電話の製造を行うに当たり、その部品となる集積回路の機能全体を休眠させた状態で輸出を行い、海外工場で当該集積回路の機能を有効化させます。一連のプロセスはファームウェアを用いて行うものであり、集積回路の機能の一部には暗号機能も含まれます。この時、当該暗号機能は貨物等省令第８条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」にあたらない休眠暗号として、外為法の許可は不要なものと見なして良いでしょうか。 ▲Ａ１３:回答 当該ファームウェアにより制御される機能の一つとして暗号機能が含まれている場合において、当該暗号機能が

運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定ヌ「有効化されていない若しくは使用できない暗号機能であって、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ有効化し、又は使用することができるもの」にあたる休眠暗号であれば、外為法の許可は不要なものと解されます。その際、当該ファームウェアは、当該集積回路の複数の機能に対応するようなものであっても、当該ファームウェアが当該暗号機能の有効化を目的（又は目的のひとつ）として設計されたものであれば、貨物等省令第２１条第１項第十七号に該当するものとして外為法上の許可が必要となります。	貨物等省令第８条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」にあたらない休眠暗号であれば、外為法の許可は不要なものと解されます。その際、当該ファームウェアは、当該集積回路の複数の機能に対応するようなものであっても、当該ファームウェアが当該暗号機能の有効化を目的（又は目的のひとつ）として設計されたものであれば、貨物等省令第２１条第１項第十七号に該当するものとして外為法上の許可が必要となります。
▼Ｑ１６：質問　2025/5/xx 貨物等省令第２１条第１項第九号では「プログラムであって、第８条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの」を許可対象として規定していますが、第８条第九号に規定する除外規定（第九号イ（十一）から（十八）まで、又は第九号へのいずれかに該当するもの）に規定する貨物に係る機能については、同様に第２１条第１項第九号においても許可の対象には含めないものと解しても良いでしょうか。 ▲Ａ１６：回答 御理解のとおりで差し支えありません。	▼Ｑ１６：質問　2018/1/22 貨物等省令第２１条第１項第九号では「プログラムであって、第８条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの」を許可対象として規定していますが、第８条第九号に規定する除外規定（第九号イ（十一）から（二十）まで、又は第九号へのいずれかに該当するもの）に規定する貨物に係る機能については、同様に第２１条第１項第九号においても許可の対象には含めないものと解しても良いでしょうか。 ▲Ａ１６：回答 御理解のとおりで差し支えありません。
▼Ｑ１７：質問　2025/5/xx 暗号規制に該当する汎用ＭＰＵを外部から購入して自社で設計したボードに組み込みました。当該ボードを組み込んで使用者向けの製品を製造します。当該製品には、ＭＰＵメーカーから提供されるＭＰＵ用の専用ＯＳ上に、当該装置専用のアプリケーションを作成し、ＯＳと共に当該製品に組み込んで販売します。当該製品で、使用者が操作パネルや操作ボタンを操作する等では当該製品に含まれている暗号機能を使用できないように設計している場合、当該製品に組み込んだＭＰＵの暗号機能は運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定	▼Ｑ１７：質問　2019/1/9 暗号規制に該当する汎用ＭＰＵを外部から購入して自社で設計したボードに組み込みました。当該ボードを組み込んで使用者向けの製品を製造します。当該製品には、ＭＰＵメーカーから提供されるＭＰＵ用の専用ＯＳ上に、当該装置専用のアプリケーションを作成し、ＯＳと共に当該製品に組み込んで販売します。当該製品で、使用者が操作パネルや操作ボタンを操作する等では当該製品に含まれている暗号機能を使用できないように設計している場合、当該製品に組み込んだＭＰＵの暗号機能は貨物等省令第８条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能を使用すること

ヌ「有効化されていない若しくは使用できない暗号機能であって、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ有効化し、又は使用することができるもの」にあたる「使用できない暗号」として非該当と考えてよいでしょうか。	ができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」にあたらない「使用できない暗号」として非該当と考えてよいでしょうか。
▲Ａ１７:回答 「使用できない暗号」として非該当とするためには、下記の２条件を両方満たしている必要があります。 ①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されていること。 ②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般の使用者が暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されていること。 ご質問の内容からは、①の条件は満たされていると考えられますが、②の条件が満たされているのか判断できません。下記例示のような条件②を満たす機能を備えているか確認して下さい。確認した結果、②の条件も満たすのであれば「使用できない暗号」として非該当と判断して考えてよいでしょう。②の条件を満たしていないのであれば「使用できない暗号」として非該当にできません。 （例） ・製造者が設計した装置やボードの設計情報が製造者により厳格に管理され、汎用ＭＰＵを購入した第三者であっても容易に暗号機能を使用するようにできない。 ・ＭＰＵの暗号を使用できないように設計したプログラム（ＯＳ、アプリケーション）の設計情報が厳格に管理されており、実行形式でのみの提供で、いかなる形でもソースコードが提供されないため、第三者は暗号機能を使用するプログラムを作成することができない。 ・当該製品において、第三者がプログラム（ＯＳ、アプリケーション）を書き換える機能を提供しておらず、第三者が当該製品のプログラムを書き換えることができない。 ・当該製品において、当該製品のプログラム（ＯＳ、アプリケーション）を書き換えるために必要な情報が厳格に管理されていて、第三者が当該製品のプログラムを書き換	▲Ａ１７:回答 「使用できない暗号」として非該当とするためには、下記の２条件を両方満たしている必要があります。 ①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されていること。 ②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般の使用者が暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されていること。 ご質問の内容からは、①の条件は満たされていると考えられますが、②の条件が満たされているのか判断できません。下記例示のような条件②を満たす機能を備えているか確認して下さい。確認した結果、②の条件も満たすのであれば「使用できない暗号」として非該当と判断して考えてよいでしょう。②の条件を満たしていないのであれば「使用できない暗号」として非該当にできません。 （例） ・製造者が設計した装置やボードの設計情報が製造者により厳格に管理され、汎用ＭＰＵを購入した第三者であっても容易に暗号機能を使用するようにできない。 ・ＭＰＵの暗号を使用できないように設計したプログラム（ＯＳ、アプリケーション）の設計情報が厳格に管理されており、実行形式でのみの提供で、いかなる形でもソースコードが提供されないため、第三者は暗号機能を使用するプログラムを作成することができない。 ・当該製品において、第三者がプログラム（ＯＳ、アプリケーション）を書き換える機能を提供しておらず、第三者が当該製品のプログラムを書き換えることができない。 ・当該製品において、当該製品のプログラム（ＯＳ、アプリケーション）を書き換えるために必要な情報が厳格に管理されていて、第三者が当該製品のプログラムを書き換

えることができない。	えることができない。
▼Ｑ１８:質問　2025/5/xx 貨物等省令第２１条第１項第九号に該当する暗号プログラムを含んだ、ソフトウェアソースコードパッケージを購入しました。このソフトウェアソースコードパッケージを組み込んで弊社製ソフトウェアを構築しました。ソースコードパッケージの提供メーカーからは、パッケージトータルでの組み込みリンク機能・動作保証がされており、この暗号アルゴリズム部分をはずすこと無く、組み込みを行っています。暗号機能は、弊社ソフトウェア製品として使用しておらず、弊社ソフトウェアの使用者からも一切、アクセスできないように設計しており、設計情報は弊社内で厳格に管理されています。弊社製ソフトウェアはオブジェクトモジュールでのみ使用者に提供されます。 この場合、上記の弊社製ソフトウェアに内含される暗号機能は、運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定ヌ「有効化されていない若しくは使用できない暗号機能であって、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ有効化し、又は使用することができるもの」にあたる「使用できない暗号」であり、弊社製ソフトウェアは第２１条第１項第九号に非該当と考えてよいでしょうか？ ▲Ａ１８:回答 「使用できない暗号」として非該当とするためには、下記の２条件を両方満たしている必要があります。 ①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されている。 ②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般の使用者が暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されている。 当該ソフトウェアは、使用者が暗号機能を使用できない構成として設計されているのであれば条件①を満たしていると考えられます。また、独自に開発したソフトウェアの設計情報が製造者により厳格に管理されており、使用	▼Ｑ１８:質問　2019/1/9 貨物等省令第２１条第１項に該当する暗号プログラムを含んだ、ソフトウェアソースコードパッケージを購入しました。このソフトウェアソースコードパッケージを組み込んで弊社製ソフトウェアを構築しました。ソースコードパッケージの提供メーカーからは、パッケージトータルでの組み込みリンク機能・動作保証がされており、この暗号アルゴリズム部分をはずすこと無く、組み込みを行っています。暗号機能は、弊社ソフトウェア製品として使用しておらず、弊社ソフトウェアの使用者からも一切、アクセスできないように設計しており、設計情報は弊社内で厳格に管理されています。弊社製ソフトウェアはオブジェクトモジュールでのみ使用者に提供されます。 この場合、上記の弊社製ソフトウェアに内含される暗号機能は、貨物等省令第８条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」にあたらない「使用できない暗号」であり、弊社製ソフトウェアは第２１条第１項第九号に非該当と考えてよいでしょうか？ ▲Ａ１８:回答 「使用できない暗号」として非該当とするためには、下記の２条件を両方満たしている必要があります。 ①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されている。 ②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般の使用者が暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されている。 当該ソフトウェアは、使用者が暗号機能を使用できない構成として設計されているのであれば条件①を満たしていると考えられます。また、独自に開発したソフトウェアの設計情報が製造者により厳格に管理されており、使用

者にはオブジェクト形式でのみ提供され、いかなる形でもソースコードが提供されないのであれば、条件②を満たしていると考えられます。 　したがって、当該暗号機能は、運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定ヌ「有効化されていない若しくは使用できない暗号機能であって、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ有効化し、又は使用することができるもの」にあたり、「使用できない暗号」として解釈でき、当該ソフトウェアは貨物等省令第２１条第１項第九号に非該当と考えてよいでしょう。	者にはオブジェクト形式でのみ提供され、いかなる形でもソースコードが提供されないのであれば、条件②を満たしていると考えられます。 　したがって、当該暗号機能は、貨物等省令第８条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるものに限る。」にあたらず、「使用できない暗号」として解釈でき、当該ソフトウェアは貨物等省令第２１条第１項第九号に非該当と考えてよいでしょう。
▼Ｑ１９：質問　2025/5/xx 　2025/5/28 施行の法令改正で、施行前の法令条文にあった貨物等省令第８条第九号イの括弧書きの「安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」が条文からなくなってしまいましたが、施行後の法令でも考え方は同じでしょうか。 ▲Ａ１９：回答 　御理解のとおり、2025/5/28 の改正法令施行後も考え方は変わっていません。なお、この括弧書きの内容は運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定ヌに移動し、かつ「休眠暗号にあたらないもの」の観点から「休眠暗号にあたるもの」の観点で記述の見直しがされていますので、ご注意ください。 　「暗号機能有効化の手段」は、装置や顧客と一対一で対応する仕組みとして、「安全な仕組みのもの」と「安全な仕組みでないもの」があり、このうち、「安全な仕組みのもの（暗号機能有効化の手段）」とは、「製品を使用する者以外の第三者を含む広く一般の使用者が、使用できない状態の暗号機能を容易に有効化できないように管理されている仕組みのもの」をいいます。 　例えば、製造者により提供される仕組みが、装置又はプログラムと一対一で対応するものの、その仕組みの管理が稚拙又は杜撰なため、ある使用者が使用できない状態の暗号機能を有効化できる手段を容易に推測し、実現できるよ	▼Ｑ１９：質問　2019/1/9 　貨物等省令第８条第九号イの括弧書きの「安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」とは、どのようなものを指すのでしょうか。 ▲Ａ１９：回答 　「暗号機能有効化の手段」は、装置や顧客と一対一で対応する仕組みとして、「安全な仕組みのもの」と「安全な仕組みでないもの」があり、このうち、「安全な仕組みのもの（暗号機能有効化の手段）」とは、「製品を使用する者以外の第三者を含む広く一般の使用者が、使用できない状態の暗号機能を容易に有効化できないように管理されている仕組みのもの」をいいます。 　例えば、製造者により提供される仕組みが、装置又はプログラムと一対一で対応するものの、その仕組みの管理が稚拙又は杜撰なため、ある使用者が使用できない状態の暗号機能を有効化できる手段を容易に推測し、実現できるような場合は、その仕組みは暗号機能を容易に有効化できないように管理されているとはいえず、そのような仕組みのものは「安全な仕組みの暗号機能有効化の手段」とはいえません。 　つまり、製造者により提供される仕組みの管理が稚拙又は杜撰な場合は、「安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」となります。

うな場合は、その仕組みは暗号機能を容易に有効化できないように管理されているとはいえず、そのような仕組みのものは「安全な仕組みの暗号機能有効化の手段」とはいえません。 つまり、製造者により提供される仕組みの管理が稚拙又は杜撰な場合は、「安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるもの」となります。	
▼Ｑ２４:質問　2025/5/xx 貨物等省令第８条第九号イ（十八）の「民生産業用途」と、貨物等省令第８条第九号イ（十四）の「特定の民生産業用途」とは、どのような違いがあるのでしょうか。 ▲Ａ２４:回答 Ｑ＆Ａ７にありますように貨物等省令第８条第九号イ（十四）の「特定の民生産業用途」には、警察や消防等の公共サービスは含まれませんが、貨物等省令第８条第九号イ（十八）の「民生産業用途」には、このような制限はありません。	▼Ｑ２４:質問　2020/1/22 貨物等省令第８条第九号イ（二十）の「民生産業用途」と、貨物等省令第８条第九号イ（十五）の「特定の民生産業用途」とは、どのような違いがあるのでしょうか。 ▲Ａ２４:回答 Ｑ＆Ａ７にありますように貨物等省令第８条第九号イ（十五）の「特定の民生産業用途」には、警察や消防等の公共サービスは含まれませんが、貨物等省令第８条第九号イ（二十）の「民生産業用途」には、このような制限はありません。
▼Ｑ２５:質問　2025/5/xx 貨物等省令第８条第九号イ（十八）の「任意でないデータ」はどのようなものでしょうか。 ▲Ａ２５:回答 「任意でないデータ」は、運用通達の解釈では、「システムの安定性、性能又は物理的測定に直接的に関連するセンサーのデータ又は計測したデータ（温度、圧力、流速、質量、体積、電圧、物理的位置など）であって、当該貨物を使用する者によって変更できないものをいう。」となっています。例えば、機器が設置された場所の緯度や経度、温度、湿度等の物理的な情報を送受信する事で成り立つサービスにおいて、センサーやデバイスで計測した物理的な情報を収集する「ネットワークに接続する民生産業用途のために設計した」端末とネットワーク装置の間、あるいは、ネットワーク装置の間で直接的に送受信するデータをいいます。送受信するデータは、センサーやデバイスで計測	▼Ｑ２５:質問　2020/1/22 貨物等省令第８条第九号イ（二十）の「任意でないデータ」はどのようなものでしょうか。 ▲Ａ２５:回答 「任意でないデータ」は、運用通達の解釈では、「システムの安定性、性能又は物理的測定に直接的に関連するセンサーのデータ又は計測したデータ（温度、圧力、流速、質量、体積、電圧、物理的位置など）であって、当該貨物を使用する者によって変更できないものをいう。」となっています。例えば、機器が設置された場所の緯度や経度、温度、湿度等の物理的な情報を送受信する事で成り立つサービスにおいて、センサーやデバイスで計測した物理的な情報を収集する「ネットワークに接続する民生産業用途のために設計した」端末とネットワーク装置の間、あるいは、ネットワーク装置の間で直接的に送受信するデータをいいます。送受信するデータは、センサーやデバイスで計測

した物理的な情報であれば特に制限はありませんが、使用する者によって変更できないことが条件となります。	した物理的な情報であれば特に制限はありませんが、使用する者によって変更できないことが条件となります。
▼Ｑ２８:回答　2025/5/xx 運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定ト「公開された又は商業用の暗号標準のみを用いた無線パーソナルエリアネットワーク機能（任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが物理的に近接する範囲（一部屋、自動車及びそれらの周辺など）の通信に制限されたデータ通信システムをいう。また、ローカルエリアネットワークは、パーソナルエリアネットワークの範囲を地理的に超えるものをいう。)」で規制除外されている無線パーソナルエリアネットワーク(無線 PAN)には、どのような種類があるのでしょうか。 ▲Ａ２８:回答 無線パーソナルエリアネットワークは、個人又はデバイスコントローラーが物理的に近接する範囲で使われる近距離無線通信であり、代表的なものに Bluetooth（IEEE*802.15.1)がありますが、他にも ZigBee（IEEE 802.15.4)、Wi-SUN（IEEE 802.15.4g)、UWB、Z-WAVE などがあります。 これらが、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたものであれば、バージョンや仕様によらず運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定トで除外されます。なお、Wi-Fi（IEEE 802.11）は、無線ローカルエリアネットワーク（無線 LAN）であり、運用通達「パーソナルエリアネットワーク」に「ローカルエリアネットワークは、パーソナルエリアネットワークの範囲を地理的に超えるものをいう。」(PAN と LAN の概念図参照）とあります通り、無線パーソナルエリアネットワークの範疇に入りませんので、運用通達＜データの機密性確保のための暗号機能＞の解釈の除外規定トでは除外されません。 ＊ IEEE : The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc.（米国電気電子学会）	▼Ｑ２８:回答　2021/1/27 貨物等省令第 8 条第九号イ(十六)で規制除外されている無線パーソナルエリアネットワーク(無線 PAN)には、どのような種類があるのでしょうか。 ▲Ａ２８:回答 無線パーソナルエリアネットワークは、個人又はデバイスコントローラーが物理的に近接する範囲で使われる近距離無線通信であり、代表的なものに Bluetooth（IEEE*802.15.1)がありますが、他にも ZigBee（IEEE 802.15.4)、Wi-SUN（IEEE 802.15.4g)、UWB、Z-WAVE などがあります。 これらが、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたものであれば、バージョンや仕様によらず貨物等省令第８条第九号イ（十六）で除外されます。なお、Wi-Fi（IEEE 802.11）は、無線ローカルエリアネットワーク（無線 LAN）であり、運用通達「パーソナルエリアネットワーク」に「ローカルエリアネットワークは、パーソナルエリアネットワークの範囲を地理的に超えるものをいう。」(PAN と LAN の概念図参照）とあります通り、無線パーソナルエリアネットワークの範疇に入りませんので、貨物等省令第８条第九号イ（十六）では除外されません。 ＊ IEEE : The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc.（米国電気電子学会） 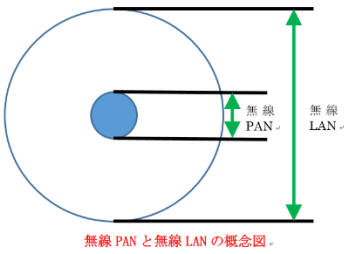 無線 PAN と無線 LAN の概念図

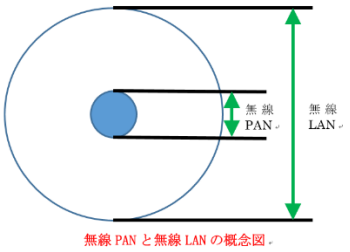 無線 PAN と無線 LAN の概念図	

３．結び

これらのＱ＆Ａを早期に経済産業省のホームページに掲載頂くことにより、広く効率的に法令改正内容を伝え、かつ理解を深めることができますし、CISTEC や経済産業省に寄せられる問合せ等も多く軽減されるものと思慮致します。

是非とも前向きに検討頂きたく、何卒、お願い申し上げます。

以上